日本公認会計士協会から企業の皆様へ注意喚起

循環取引は不正です！

適正な財務情報開示のため、循環取引防止に対する皆様のご理解と協力をお願いします。

循環取引とはどのような取引か？

循環取引とは、複数の企業が共謀して商品の転売や役務の提供を繰り返すことにより、取引が存在するかのように仮装し、売上や利益を水増しする行為の総称です。これらの行為は**不正会計**に該当します。

具体的にどのような取引形態が考えられるか？

循環取引のパターンは多様に存在しており、例えば以下のような取引が挙げられます。取引の実態や経済合理性を伴わずに売上や利益が計上される行為は不正会計に該当することを理解しましょう。

●スルー取引

自社が受けた注文について、物理的・機能的に付加価値の増加を伴わず他社へそのまま回し、帳簿上通過するだけの取引。複数の企業が共謀して売上を水増しするために実施されることが考えられます。

● Uターン取引（まわし取引）

商品・製品等が、最終的に起点となった企業に戻ってくる取引。複数の企業を経由する間に手数料等が上乗せされた状態で、商品・製品等が起点となった企業へ還流されることが考えられます。

●クロス取引（バーター取引）

複数の企業が互いに通常の価格より高い価格水準にて商品・製品等を販売し合い、在庫を保有し合う、又はある企業が在庫を保有せずに他の複数の企業に対し相互にスルーする取引。取引相手と共謀して自社の商品・製品等を高い価格で販売する代わりに、相手の商品・製品等についても通常価格よりも上乗せした価格にて購入することで、互いに売上を良く見せようとすることが考えられます。

jicpa 日本公認会計士協会

日本公認会計士協会から企業の皆様へ注意喚起

循環取引は不正です！

循環取引の３つのポイントをご紹介

1 循環取引の特徴

- 循環取引は、意図的に仕組まれて正常な取引条件が整っているように見える場合が多く、具体的な特徴としては以下が挙げられます。
  - 取引先は実在することが多い。
  - 資金決済は実際に行われることが多い。
  - 会計記録や証憑の偽造又は在庫等の保有資産の偽装が行われることが多い。

2 循環取引等の不正会計が発覚した場合の罰則等

- 金融商品取引法第197条第1項では、有価証券報告書等の書類について、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処す旨の規定がなされています。
- その他にも、循環取引等の不正会計を行った会社及びその経営者は民事上及び刑事上の責任を問われ、罰則を科される可能性があります。

3 監査人は循環取引に注意を払っています

- 昨今の不正会計事案の中には循環取引を利用したものも多く、監査人は注意を払っています。また、監査人は不正発見のきっかけとなる情報の提供を広く受け付けております。
- 企業関係者の皆様におかれましても、現在実施している取引や今後予定している取引について循環取引に該当するなど問題となる懸念がある場合には、担当の監査事務所の相談窓口や日本公認会計士協会の監査・倫理ホットライン（https://jicpa.or.jp/inquiry/hotline.html）への情報提供をご検討ください。

jicpa 日本公認会計士協会

日本公認会計士協会から企業の皆様へ注意喚起

循環取引は不正です！

過去に発覚した循環取引の事例をご紹介

※　実際に生じた事例を一部単純化しております。

【事例】

<u>複数会社間での架空物品販売及び仕入を繰り返すことによる循環取引</u>

会社は、取引案件を生成して仕入先であるA社へ発注し、A社はさらにB社へ発注、B社から会社へ発注するというかたちで循環取引が行われた。商品はエンドユーザーへ直送するという取引形態の下、実態は関与会社間で帳票及び金銭の受け渡しが繰り返されるのみの架空取引であった。

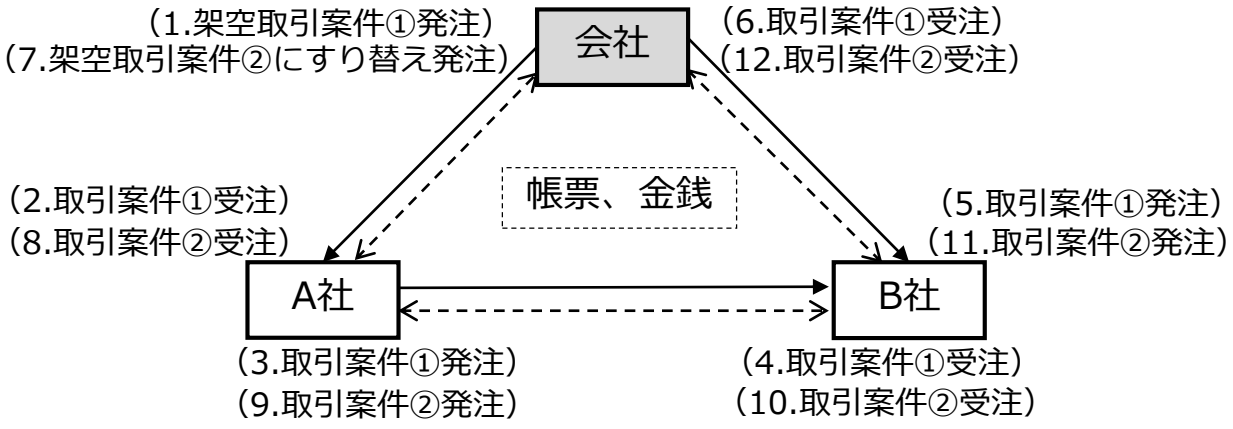

- 上記取引において、関与会社は仕入に対してマージンを上乗せするかたちで架空取引を繰り返していたことから、取引の都度、売上が水増しされていった。
- 実際に商品の納入は行われておらず、会社、A社、B社の間で取引に係る帳票と金銭の受け渡しのみが行われていた。
- その後、これらの取引は架空循環取引であったことが判明し、会社は過年度財務諸表を訂正した。

jicpa 日本公認会計士協会